

特定行為に係る看護師の研修に

ご理解、ご協力をお願ひします

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修施設です。

看護師としての一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けた者が、実習で医師の指導を受け、特定の医行為を実施することがあります。

医師と連携し安全には十分に配慮して行いますが、患者さんはいつでも拒否を申し出ることができます。それにより何ら不利益を被ることはあいません。

「特定行為に係る看護師研修」についてご相談がある場合には、下記相談室をご利用ください。

特定行為研修における患者相談室

当院をご利用いただき患者様及びご家族様からの治療や入院生活、医療安全など
さまざまなご相談やご意見を受け付けております。

お気軽にご利用ください。

尚、ご相談内容について、相談者の承諾無しに第三者へ相談内容が漏れることはあいません。秘密は厳守いたします。

相談日および相談時間

- 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日および年末年始を除く)
- 場所 患者相談室兼小会議室
- 窓口責任者 看護部長 川見晴美
- 相談担当者 看護部長 川見晴美